

平成27年第1回定例会3月4日

○議長 宮城清政君 再開します。これより質疑に入りますが、質疑は1ページから51ページまでの第1表の歳入歳出予算と第2表の債務負担行為、地方債、歳入と52ページ以降の歳出予算、給与明細その他の部分を区分して行いたいと思います。なお、関連のある質疑に関しては、どちらかでなさるようお願いしたいと思います。この平成27年度南風原町一般会計予算の審査方法につきましては、昨日配布したとおり一般会計予算審議の流れの方法で審議することを全員協議会で確認いたしました。委員会付託を予定しておりますので本会議での質疑は基本的あるいは総括的に、また所管の委員会に関しましてはぜひ委員会で細かく詰めてやっていただきたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。それでは、第1表、第2表、第3表までの質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私の記憶違いかどうかよく分からないのは、説明資料3ページの町たばこ税についてお聞きしたいのです。旧3級品とかその他とありますが、外国産のたばこはどのようになっていましたか。それをお聞きしたいと思います。

それから、社会保障・税番号というのが歳出にもありますが、歳入でお聞きしたいと思います。これは確か今年10月スタートのマイナンバー制というものではないかと思うのですが、それについては国民総背番号とかいろいろあって不評を買ったことがあるのですが、これまでも準備を進めていたような感じがします。今年の10月スタートするというわりには、国民、町民に知らされているようなものではないような気がするのです。確かに行政側がいろいろ住民の税問題などを扱うには便利かも知れませんが、町民にとって個人関係が漏れたりするので不評があるような気がするのです。それで、皆さん方としてはそれについて、この制度スタートにあたってのリスクなどをどのようにお考えなのか。その点をお聞きしたいと思います。

それからもう1つは、町民税現年度分、滞納分とあります。滞納分の収納率で平成26年度分が30パーセント、35パーセントだとかあるのですが、特に固定資産税は動かないものですから、滞納分であっても収納率は町民税などと比べて良いのではないかと思います。町民税なら移動すればなかなか分からない、追いかけるられないということがあっても知れませんが、固定資産税はそこに資産があるわけですから、そのへんはもっと収納率が上がってもいいのではないかと思います。そのへんのお考えをお聞きしたいと思います。以上、3点お願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。外国産のたばこですが、3級品以外に入る

かと思うのですが、これは調べさせてください。少なくとも委員会でははっきりと説明させていただきますのでよろしくお願いします。

社会保障・税番号制度です。住民基本の情報、それから社会保障、税の情報が 1 つの番号に一元化されるということで、議員の危惧されていることは理解いたします。それについては、ある 1 カ所の国が委託するという情報センターへ全ての自治体から情報が集められます。そこで自治体や政府、行政機関が何らかの手続きに必要な情報をアクセスして、申請者は今まで例えば住民票や税の情報を提出する必要があったものが要らなくなっていくという利便性は出てきます。ただし、これが一元化されることによって、どのような人間が見たかという懸念、それから不法アクセスによって外に流出するというのもやはり懸念材料としてあると思います。各々配布された番号をパスワードのように与えられて、そこから個人が自分の情報を誰がいつ見たということも確認ができるような仕組みもできてきます。例えばいたずらに見ようとしたら必ず足がつくと言いますか、そういったシステムにはなっているようでございます。いずれにしても各市町村、自治体でこの情報も通し番号でやるということになると、国が定めたものは法律で明記されるようですが、この業務もということで増やすのは条例できちんと制定する必要があるということです。制度的な地域性としてのものは条例で、ハード的な誰がいつアクセスしたというようなものがありますので、その漏えいについては、今までの説明では万全を期されているというようにことはなっております。

3 点目の固定資産税についてですが、実は固定資産税というのは町内の資産です。土地・家屋・償却につきましては、土地は当然固定化されておりますけれども、逆に持ち主はどんどん移動します。住民税は住民にしか課税しないのでこの基準の日にどこに住んでいたかで、転出してもこの課税されたこの人だけを追うのですけれども、不動産に関しては所有者が売って、住民情報もないままにやりますので課税されます。逆に固定資産税の場合が住民登録外という課税になってきて、実は追跡調査は少し住民税よりは難しくなってきました。しかし、このへんはいろんなネットワークを通じてきちんと納税していただくという手法を取ってお蔭様で収納率に関して現在のところそれなりの実績を上げていることになっています。以上です。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 税を取る仕組みがよく分からないものですから、特に固定資産税というのはここに資産があるわけですから差し押さえとかいろいろやって抑えられると単純に思ったものですから、要するに今年度滞納したら次年度差し押さえをしたらすぐ取れるのではないかと、滞納でも 100 パーセント取れるのではないかと感じていたのです。ではこれは、転売などしたときに追跡ができなくなるから 32 パーセントぐらいにしかできないということなのでしょうか。すぐに差し押さえするなどできないものなのでしょうか。

もしできるのであれば、もう少し教えて欲しいと思います。

それからこの社会保障・税番号ですけれども、ナンバー制はどこでもそうですが、万全を期すというのは当然のことです。例えば社会保障の番号、税の番号、国保の番号といろいろな番号を持っていれば、漏れるときにそれ 1 つだけだったらその情報だけしか洩れないのだけれども、1 つの番号にいろいろなものを乗せようとしている。今は社会保障と税の番号制なのですが、1 つの番号でその人の情報が芋づる式に全部分かるというリスクがある、それが懸念なのです。確かに漏れないようにというのはもちろんそんなのですけれども、リスクは大きいのではないかと思います。ですから、その制度が 10 月から始まるのであれば、町民の皆さんにどのように知らせていくのか。知らないうちに番号が付けられていましたと、スタートしましたということでは、町民の皆さん方の情報が漏れる可能性もあるのです。もちろん万全を期すということですが、万が一ということもありますから、リスクはあるわけですから、10 月スタートということであればそういうことに関して町民に対してもっと早く伝える必要があるのではないかと。これまで広報か何かでやったことがあるのか。詳しく見ていないので申し訳ない、分からないのですが、これからでもやる必要があると思うのです。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。まず、固定の差し押さえにつきましては、たとえの話ですけれども、数万円の滞納に対して何千万も差し押さえることはあまりにも差があるので現実問題としては厳しいです。そういったこともございます。

もう 1 つ、非常に厳しい状態で、これも例えばでございますが、古い家に住まわれて生活保護ぎりぎりの状態などがあって、預金を見てもない、というように実情を見ながらケースバイケースで収納をしているものですから、通り一遍にはいかない。ただ、どうか理解をいただいて窓口を起こしただいて分納誓約をしていただきながら、可能な限り納付していただいて、またどうしても固定の場合は資産があるわけですからそのへんのバランスです。滞納額が積み積もっていった場合、どうしても差し押さえに踏み切るといようなこととなります。ですから、固定があるからすぐに押さえるというわけにはいかないこともご理解いただきたいと思います。

社会保障・税番号制度なのですが、今年度からホームページ上には掲載しております。今後はやはり議員がおっしゃるように、自分の直接の通し番号が付くわけですから、いろんな機会を通じて広報、それから単独のお知らせも今後行うことにもなるかも知れません。いろんな機会を通じてお知らせしていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4 番 大宜見洋文議員。

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 4 日

○ 4 番 大宜見洋文君 歳入の 26 ページです。10 款 1 項 1 目 1 節. 交通安全対策特別交付金についてです。先日、老人クラブのパトロール報告会がありましてそのなかでいろいろ課題が見つかったと思いますので、それが反映されているか確認したいと思います。例えば、本部の公民館近くの交差点では中央線白線がはっきりしていないという点もあったので、そのへんが反映されているのかお伺いしたいと思います。

あと 1 つ、37 ページの 14 款 2 項 14 目 1 節. のパノラマ観光カメライターの件ですが、南風原町を中心に 5 名の採用とあるのですが、町外の人も採用しているのかどうか。この 2 点をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。まず、1 点目の交通安全対策特別交付金でございますけれども、これは主にカーブミラーやガードパイプなどの整備をするものでございますけれども、そのなかでカーブミラーにつきましては、町で独自に調査して設置ということではなくて、各字にまず区長会を通じて呼びかけしておりまして、そこから設置要望のあった箇所の現場を調査しまして、そのなかで優先順位をつけてこれまでも設置しております。洋文議員からの中央線が白線については、特に地元から要望がまだ上がってきておりません。もしその要望がありましたら、現地を確認したうえで、その必要性があれば設置をしていきたいと思っております。

もう 1 つのパノラマ観光カメライターなのですが、町内事業所が 5 名をとというのは、基本的には町内限定ということではなく、町内を優先にということです。現在、平成 26 年につきまして人数は把握しておりませんが、町外の方もいらっしゃると思っております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 4 番 大宜見洋文議員。

○ 4 番 大宜見洋文君 確認です。では、老人会のパトロール報告会で出た課題は区長・自治会長がまず把握してもらって、そこから役場と調整というかたちでよろしいですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えします。従前からそのようにやっております、各字から要望が上がっております箇所につきましてはほぼ設置をしている状況でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 4 日

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 それでは、これをもって第 1 表から第 3 表までの質疑を終わります。